

# ○利尻町生涯学習推進本部設置要綱

平成12年12月26日

訓令第15号

## (目的)

第1条 生涯学習社会の実現を目指し、町民の生涯学習の総合的かつ効果的な推進及びその普及を図るため、利尻町生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習に係る調査、研究、企画、計画に関すること。
- (2) 生涯学習に係る各分野・各施設の調和、連絡、調整、連携に関すること。
- (3) 生涯学習に関する専門的事項の調査に関すること。
- (4) 生涯学習推進計画の策定に関すること。
- (5) その他生涯学習の推進に必要なこと。

## (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、及び本部委員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部委員は、別表に掲げる課長職等にある者をもって充てる。

## (職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、職務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 本部委員は、本部長の命を受け、その所掌事項を調査、研究する。

## (本部会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

## (庁内推進会議)

第6条 本部に庁内推進会議を置く。

- 2 庁内推進会議の委員は、別表に掲げる係長職等にある者をもって組織する。
- 3 庁内推進会議の運営について必要な事項は、別に定める。

## (生涯学習推進協議会)

第7条 生涯学習の総合的推進の見地から、行政と町民との連携及び調整を図るため、生涯学習推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

（事務局）

第8条 本部の事務を処理するため、利尻町教育委員会事務局内に生涯学習推進事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局に事務局長、事務局次長、主幹その他必要な職員を置く。

3 事務局長には教育課長を、事務局次長には社会教育係長をもって充て、主幹等の職員は、教育長が指名する職員をもって充てる。

（補足）

第9条 この要綱に定めのないもののほか、本部の運営に関し、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

《利尻町生涯学習推進本部組織》	
本 部 長	○町 長
副 本 部 長	○副町長 教育長
本 部 委 員	庁 内 推 進 会 議 委 員
○総務課長 ○総務課長補佐	○総務係長                      ○企画振興係長 ○財政管財係長              ○税務係長 ○防災広報係長
○保健福祉課長 ○保健福祉課長補佐	○町民係長                      ○衛生施設係長 ○福祉係長                      ○保健指導係長 ○保健係長
○産業振興課長 ○産業振興課長補佐	○水産港政係長 ○商工観光係長 ○建築農林係長
○建設課長	○土木係長 ○上下水道係長 ○下水道技術係長
○仙法志支所長	○仙法志支所次長
○教育課長（学芸課長）	○管理係長                      ○学芸係長 ○社会教育係長              ○生涯学習推進事務局

○利尻町生涯学習庁内推進会議運営要綱

平成 12 年 12 月 26 日訓令第 16 号

利尻町生涯学習庁内推進会議運営要綱

(目的)

**第 1 条** この要綱は、利尻町生涯学習推進本部設置要綱第 6 条の規定に基づき、庁内推進会議の運営について定める。

(所掌事項)

**第 2 条** 庁内推進会議は、次の事項を検討及び協議する。

- (1) 各課の生涯学習関連事業の企画、計画、連絡、調整に関する事項
- (2) 生涯学習関連情報の収集、及び交換に関する事項
- (3) その他生涯学習に必要な事項

(組織)

**第 3 条** 庁内推進会議の委員は、係長で組織する。

- 2 庁内推進会議の進行は、生涯学習推進事務局が行う。

(会議)

**第 4 条** 庁内推進会議の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 庁内推進会議に委員が出席できないときは、当該委員の指名する職員がその代理をすることができる。
- 3 本部と各課との事務連絡は、主として庁内連絡会議を通じて行う。

(庶務)

**第 5 条** 庁内推進会議の庶務は、本部の事務局が行う。

(委任)

**第 6 条** この要綱に定めるもののほか、庁内推進会議の運営に関し、必要な事項は、本部長が定める。

**附 則**

この要綱は、公布の日から施行する。